



令和 7 年 12 月 9 日
水管理・国土保全局砂防部
気 象 庁

令和 7 年 12 月 8 日 23 時 15 分頃の青森県東方沖の地震に伴う
土砂災害警戒情報発表基準の暫定的な運用について

令和 7 年 12 月 8 日 23 時 15 分頃の青森県東方沖の地震による地盤の緩みを考慮し、揺れの大きかった北海道、青森県及び岩手県の市町村について、土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用します。

令和 7 年 12 月 8 日 23 時 15 分頃の青森県東方沖の地震により、青森県で最大震度 6 強、北海道と岩手県で最大震度 5 強を観測しました。

これらの道県の揺れの大きかった地域では、地盤が脆弱になっている可能性が高いため、雨による土砂災害の危険性が通常より高まっていると考えられます。

このため、これらの地域では通常よりも警戒を高めるため、当分の間、各道県と各気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報の発表基準について、通常基準より引き下げた暫定基準を設けて運用します。詳細は下表の通りです。

なお、引き続き地震後の降雨と土砂災害の関係を調査し、必要に応じて暫定基準を変更します。

対象の道県	通常の基準に対する暫定基準の割合	暫定基準を設ける対象の市町村
北海道	8 割	函館市
青森県	7 割	八戸市、おいらせ町、階上町
	8 割	むつ市、野辺地町、七戸町、東北町、東通村、五戸町、南部町
岩手県	8 割	軽米町、一戸町

問い合わせ先	
国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課地震・火山砂防室	
企画専門官	三道 義己（内線 36-152）
代表	03-5253-8111 直通 03-5253-8468
気象庁大気海洋部気象リスク対策課	
土砂災害気象官	大城 久尚（内線 4219）
代表	03-6758-3900 直通 03-3434-9051

土砂災害警戒情報の暫定基準の設定

○土砂災害警戒情報は、土壌雨量指数(横軸)と60分雨量(縦軸)を用いて基準を定め、2時間先までの土壌雨量指数と60分雨量の値が基準以上となると予想された時点で発表します。

○地震の揺れの大きかった地域では、地盤が脆弱になっている可能性が高いため、雨による土砂災害の危険性が通常より高まっていると考えられることから、通常基準より引き下げた暫定基準を設けて運用します。

■ 暫定基準の割合について

地震による暫定割合 (通常基準に乗じる割合)	
震度 5 強の地域	震度 6 弱以上の地域
8 割 (2割引き下げる)	7 割 (3割引き下げる)

■ 暫定基準設定のイメージ

